

広島文教大学附属高等学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 本校の教育方針

建学の精神に基づく3つの学園訓は、不変の価値を持つものとして貫かれ、本校教育の基盤となっている。

学園訓

- 一、真理を究め正義に生き 勤労を愛する人になりましょう
- 一、責任感の強い逞しい 実践力のある人になりましょう
- 一、謙虚で優雅な人になりましょう

2 基本的な考え方

「本校は、いじめと真摯に向き合い、いじめを許しません。」

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという毅然たる態度でどんな些細なことにも親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を醸成することになる。

そのためには、学校教育活動全般を通じて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の心身の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立って教育実践に当たることが重要となる。

本校では、学園訓に基づき「変化の激しい先ゆく不透明な社会を逞しく生き抜いてゆくことができる自立した女性」「清らかにして凜とした女性」を育成することを教育方針としている。その方針のもとで進められる教育にとって、いじめ防止は必須の課題であるとの認識のもとに、いじめ防止基本方針を定める。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校においてのいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための取組みが総合的かつ効果的に推進されるよう、いじめの防止等に係る基本的な考え方、実施体制及び具体的な対応等について定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの実態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると考えられ直ちに警察に通報することが必要なものもある。これらを「重大ないじめ事案」と呼ぶ。

法第 28 条に基づき、次のような場合を「重大事態」と定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 三 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

第 2 章 いじめに対する未然防止の取組み

1 いじめについての共通認識の確立

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して防止対策推進の趣旨と内容の徹底を行う。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 指導内容及び指導方法

- (1) いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どのクラスにも学校にも起こり得る」という認識をすべての教員が持って取り組む必要がある。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するため、生徒たちに、自他の存在を認め合い、尊重し合う態度や、他者と円滑にコミュニケーションをとることができる能力を育てることが必要

である。そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かいクラス経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与える。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- (3) 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、授業や行事に、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていくことが大切である。

ストレスに適切に対処できる力を育てるために、自尊感情を高め、お互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育てるために、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、HR内において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

- (6) 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある一方、教職員の温かい声かけが「認められた」との自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊心を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。すべての生徒が参加・活躍できる「開かれた」学習環境づくりを進めるためには、教職員自身が互いの授業を見学し合い、意見交換していくことや、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気づくりをしていくことが大切である。

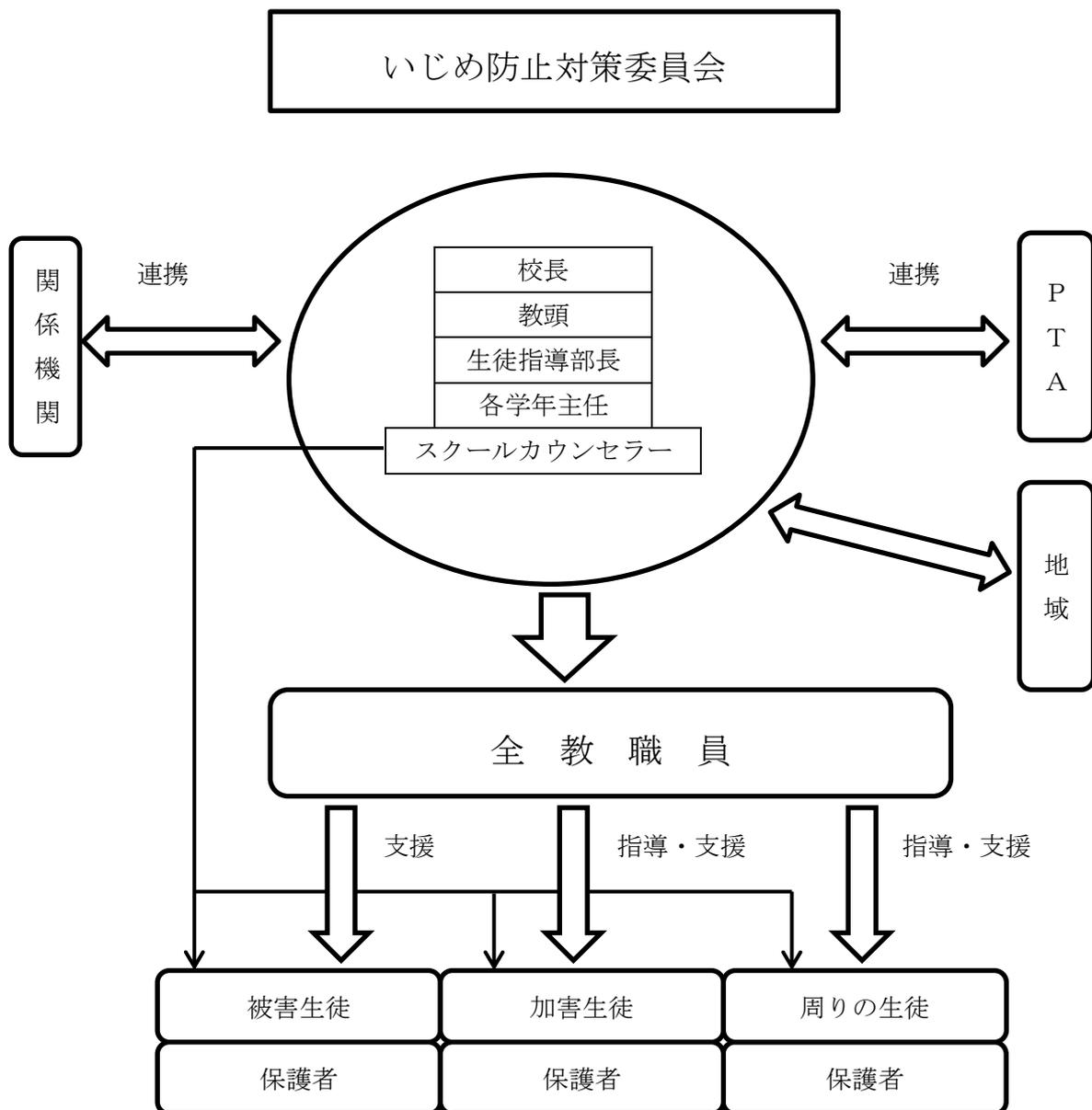
3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、スクールカウンセラー、生徒指導部構成員

- (3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定・改訂
- イ いじめ未然防止の啓蒙活動
- ウ いじめ事案への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性のチェック
- ク いじめ防止基本方針の見直し



(4) 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回の会議を開催（p.8「年間計画」参照）し、取組みが年間計画通りに進んでいるかを点検するとともに、いじめの事案への対処がうまくいかなかったケースの検証や基本方針、年間計画の見直し（場合によっては基本方針の見直し）等を行う。

第3章 いじめの早期発見の取組み

1 早期発見のための取組みの基本原則

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 早期発見のための具体的取組み

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。
定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談や日常的な観察、定期的に行われる学年会や生徒指導連絡会等で情報収集する。気になる行為があった場合は教職員間で共有する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等学校での様子について連絡しておく必要がある。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- (4) PTA総会・クラス懇談会・地区懇談会等で校長や生徒指導部長、担任が繰り返し「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しにくい場合は、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と伝え、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談などで得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめの案件が発生した場合の対応について

1 いじめの発見・通報をうけたときの対応

- (1) 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合、早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、その訴えに真摯に耳を傾ける。
その際、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 相談等を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが確認された場合、理事長・学事課、さらには、生命、心身、財産に重大な被害が発生した疑いのある場合は県知事にも報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) 重大ないじめ事案又は重大事態への対応
重大ないじめ案件また重大事態に対しては、「いじめ防止対策委員会」を中心としながら、次のとおり取り組む。

I 学事課への報告

いじめ防止委員会において、発生を確認したいじめ事案が、重大ないじめ案件また重大事態に該当すると判断された場合は、校長は直ちに学事課に事案について報告する。

II 具体的な対応

全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決の取組み

- ① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ② 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ③ PTA 役員及び同窓会等との連携
- ④ 関係児童生徒への指導
- ⑤ 関係保護者への対応
- ⑥ 全校児童生徒への指導

イ 説明責任を果たすための取組み

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ② 全校保護者への対応
- ③ マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- ① 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ② 問題の背景・課題の整理，教訓化
- ③ 取組みの見直し，改善策の検討・策定
- ④ 改善策の実施

2 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家庭，地域の人，スクールカウンセラー等）と連携し，いじめ防止対策委員会が中心となって，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要と認められる場合，校長は，いじめを行った生徒に対して出席停止等の措置をとる。また，教育上必要であると認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加える。

3 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが，いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当ることが，再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると，いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く，相手の痛みを感じたり，行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって，いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し，心から悔い，相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で，いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては，個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は，迅速にいじめた生徒の保護者と連携し，協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒の指導にあたっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。なお，いじめた生徒が抱える問

題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害をうけるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認識された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワーメントを図る。その際、スクールカウンセラーと連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込みなどがあった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取りの調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、広島法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育をすすめるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

■年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・相談窓口の周知 ・生徒に関する情報の集約	・相談窓口の周知 ・生徒に関する情報の集約	・相談窓口の周知 ・生徒に関する情報の集約	・いじめ対策委員会 ・「いじめ防止基本方針」を HP に掲載
5 月	アンケート実施	アンケート実施	アンケート実施	・ P T A 総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
6 月				・第 2 回委員会
7 月	・三者懇談（家庭の様子を把握）	・三者懇談（家庭の様子を把握）	・三者懇談（家庭の様子を把握）	
8 月				
9 月				
10 月				
11 月	・アンケート実施	・アンケート実施	・アンケート実施	・第 3 回委員会
12 月	・三者懇談（家庭の様子を把握）	・三者懇談（家庭の様子を把握）	・三者懇談（家庭の様子を把握）	
1 月				
2 月	・アンケート実施	・アンケート実施		
3 月	・卒業式	・卒業式	・卒業式	・第 4 回委員会

附則 この方針は平成 26 年 3 月 20 日に公布する。
 この方針は平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
 この方針は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。